

自動販売機設置事業者募集要項

1 入札の目的

岩国市ゆうらく苑において、職員及び施設利用者を対象とした清涼飲料水自動販売機を設置するに当たり、その設置事業者を入札により決定するものです。

2 自動販売機設置の要件

(1) 設置場所及び設置台数

岩国市ゆうらく苑（岩国市由宇町 11980 番地 2） 玄関横 1 か所

(2) 設置事業者数

1 事業者

(3) 設置の許可

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、次のとおり行政財産目的外使用の許可を行うこととなります。また、施設使用料については、岩国市行政財産使用料条例（平成 18 年条例第 97 号）の規定に基づき徴収することとなります。

使用許可面積	設置する自動販売機及び空容器回収箱等の 1 か所との床面 占用面積（1 平方メートル未満端数切り上げ）の総計
設置期限	令和 8 年 4 月 10 日（金）
使用許可期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ただし、2 年間延長可能（年度末の期間満了時に改めて使用 許可を更新）
使用料（年額）	参考：239 円（令和 7 年度使用料） ※固定資産の評価額は変動するため使用料は毎年変動します。
電気料	電力量計子メーター設置（事業者負担）による実費徴収
売上手数料	入札による（売上額 10 円あたりの手数料を入札）

(4) 設置の条件

- ①販売品は、清涼飲料水や乳飲料（酒類及びその類似品を除く。）を置くこと。また、売り切れ商品がないよう努めること。
- ②自動販売機は、缶・ビン・ペットボトルに対応したもので、省電力やノンフロン対応など、環境負荷の低減に十分配慮したものを設置すること。
- ③販売価格は、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ④転倒防止策を施し、安全に設置すること。
- ⑤故障、問い合わせ及び苦情（販売品を含む）については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑥設置台数 1 機につき 1 台以上の空容器回収箱を設置すること。
- ⑦自動販売機は、100 ボルト、15 アンペアのコンセントに対応できること。

3 見積合わせの参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する

者でないこと。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 岩国市内において清涼飲料水の販売を行っている事業者であること。
- (4) 販売について法令等の規定により許認可等を要する場合は、それを取得していること。
- (5) 租税（国税、県税、市税）の滞納がないこと。
- (6) 役員等の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する者でないこと。また、役員等が、暴力団又は暴力関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められないこと。

4 見積合わせに参加希望の方

令和 8 年 2 月 27 日（金）までに、見積参加申込書（別紙様式）に必要事項を記入の上、
関係書類を添えて「6 問合せ先」へ提出してください。

5 関係書類の提出

- (1) 見積参加申込書
- (2) 会社概要

6 問合せ先

〒740-1428 岩国市由宇町中央一丁目 1 番 10 号

岩国市由宇総合支所市民福祉課環境班

電話番号 0827-63-1112（直通）

FAX 番号 0827-63-3427（直通）

自動販売機設置許可に関する特記事項

1 使用許可期間

1年間（ただし、最長3年を上限とする。更新を希望しない場合は、期間満了の6か月前までに書面により意思表示をすること。）

2 使用料及び売上手数料の納付

- (1) 行政財産使用料は、行政財産の使用開始後に使用許可期間に係る総額を、また売上手数料については、2か月ごとにその売上に係る売上手数料を、別途発行する納入通知書により本市の指定する期日までに納付しなければならない。
- (2) 使用料及び売上手数料を納付期限までに納付せず、更に期限を指定した督促を受けてもなお、その指定した期限までに納付しないときは、年14.6パーセントの割合で納付期限の翌日から納付した日までの日数によって計算して得た額の延滞金を支払わなければならない。

3 設置者の負担する経費

- (1) 自動販売機の設置に関する全ての経費（電力量計子メーターの設置も含む）
- (2) 電気料金は、実費徴収とし、別途発行する納入通知書により、本市の指定する期日までに納付しなければならない。

4 使用上の条件等

(1) 使用許可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び岩国市財務規則（平成18年規則第52号）第171条第1項の規定により、自動販売機設置事業者として選定された者から、行政財産使用許可申請書を受理した後、行政財産の使用許可書を発行する。

(2) 衛生管理

自動販売機及び空容器回収箱は、常に清潔に保たれるよう適切な管理を行うこと。

(3) 電気使用量の確認及び販売本数の報告

電気使用料及び販売手数料を算定するため、自動販売機設置者は毎月初めに前月分の販売数を書面にて由宇総合支所市民福祉課へ報告する。市は月末（当日が休日等の場合は営業最終週の最終営業日）に電気使用量を確認し、偶数月に前月及び前々月の電気使用料及び販売手数料を算定し通知する。

(4) 使用許可終了時

自動販売機設置者は、使用許可期間が満了して引き続き使用しないとき、又は使用許可を取り消されたときは、自己の費用で、市が指定する期日までに、使用許可を受けた財産を現状回復し返還しなければならない。

(5) 自動販売機設置に係る関係法令、本募集要項（特記事項含む）、行政財産使用許可書及び岩国市庁舎等管理規則（平成18年規則第10号）に定める事項を遵守すること。

5 使用上の制限

- (1) 自動販売機設置場所を改変してはならない。自動販売機の設置方法については、事前に由宇市民福祉課の担当者と協議を行うこと。
- (2) 岩国市ゆうらく苑は、施設利用者の使用予約がない場合は開館しないため、開館時間外に商品の補充を行うなど管理上の必要が生じた場合は、由宇総合支所市民福祉課環境班へ連絡を取り行うこと。
- (3) 自動販売機設置許可を受けた権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

6 使用許可の取消し又は変更

次の各項のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

- (1) 市が使用許可した財産を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 自動販売機設置者が「5 使用上の制限」に記載する各項に違反したとき。
- (3) 自動販売機設置者が応募者の資格を失ったとき。

7 損害賠償

自動販売機設置者は、自動販売機の設置等に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。